

○豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載取扱要綱

平成25年11月25日

決裁

改正 平成30年1月23日

令和2年7月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年11月1日決裁。以下「有料広告掲載要綱」という。）に基づき、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット（以下「パンフレット」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 パンフレットに掲載する広告は、市の刊行物として品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立なものとする。ただし、有料広告掲載要綱第3条各号に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しない。

- (1) 青少年の健全育成に反するもの
- (2) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
- (3) 商品先物取引に係る営業に関するもの
- (4) 求人その他これに類するもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(規格、掲載料及び期間)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告を掲載する期間は、パンフレットに掲載したときから概ね2年間とする。

3 パンフレットは全戸配布をし、以後掲載期間内に豊明市へ転入した者及び希望者に対しては、窓口で配布するものとする。

(掲載する位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、パンフレットの表紙を除くページに

において市長が別に定める。

（掲載希望者の募集）

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、ホームページ等で公募するものとする。

（掲載の申込み）

第6条 掲載希望者は、市長が定める日までに、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込みの際には、誓約書（様式第2号）を添付しなければならない。

（掲載の決定）

第7条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、有料広告掲載要綱第4条に規定する豊明市有料広告審査会（以下「審査会」という。）による審査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に対し、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（審査会）

第8条 前条に規定する審査会は、経済建設部長、産業支援課長、農業政策課長、土木課長、都市計画課長、市街地整備課長、下水道課長及び環境課長で構成し、委員長は経済建設部長とする。

2 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければならない。

3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審査会の庶務は、経済建設部環境課において処理する。

（掲載料の納付）

第9条 第7条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括して納付しなければならない。

（広告主の責務）

第10条 広告主は、広告内容等に関する責任を負うものとする。

2 原稿、広告等の作成費用は、広告主が負担するものとする。

3 第三者から、苦情その他広告の内容等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、市長が別に定める期限までに、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載取下申出書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が、指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主の責めに帰する事由により広告の掲載をすることが適当でなくなったとき。

(3) 前3号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合又は、前条第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載取消決定(取下承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

4 市長は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

(掲載料の還付)

第13条 市長は、広告主の責めに帰すべき事由以外の事由で広告が掲載できなかったときは、納付済みの掲載料を当該広告主に還付するものとする。

2 前項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

3 第1項に規定する掲載料の還付を受けようとする者は、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載料還付請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成30年1月23日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月16日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

広告の規格	掲載料
1 枠（縦50ミリメートル横130ミリメートル）	50,000円

年 月 日

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載申込書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

掲 載 年 度	年度版
広 告 の 内 容	
法人その他の団体の概要	
そ の 他	

備 考

- 1 添付書類
- (1) 広告の原稿案
- (2) 市税の完納証明書等
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 「法人その他の団体の概要」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した資料を添付することをもって代えることができます。

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

豊 明 市 長 殿

住 所

誓約者（申込者）

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務
所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

私は、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載申し込みにあたり、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載取扱要綱及び下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 広告に使用するイラスト、写真等は事前に著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをするなど適正な手続きを行うこと。
- 2 第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、私の責任及び負担において解決し、市は責任を一切負わない。市が損害を被った場合も同様とする。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載決定通知書

様

豊明市長

印

年 月 日付けで申し込みのありました豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 区 分	☐ 掲載を認めます ☐ 掲載を認めません
掲 載 年 度	年度版
広 告 掲 載 料	円
掲 載 し な い 理 由	
そ の 他	

備 考 広告掲載料は、 年 月 日までに同封の税外徴収票により納付してください。

年 月 日

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載取下申出書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所〕

又は事業所の所在地及び代表者の氏名

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出します。

取下げをする掲載 年 度	年度版
取 下 理 由	

様式第5号(第12条関係)

第 号
年 月 日

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載取消決定（取下承認）
通知書

様

豊明市長 印

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告の掲載について次のとおり取り消しましたので、通知します。

取消しをする 掲 載 年 度	年度版
取 消 理 由	
還 付 額	☐ 還付なし ☐ 還付あり 円

備考 還付がある場合は、豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載料還付請求書（様式6号）を提出してください。

年 月 日

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載料還付請求書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事
務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

豊明市ごみの分け方・出し方パンフレット広告掲載料について、次のとおり還付を請求
します。

取消しを する掲載 年 度	年度	
請 求 額	円	
振 込 先	金融機関名	
	預 金 種 目	
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口座名義人	

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

様式第 6 号（第 1 3 条関係）